

質問回答

平成 26 年 6 月 23 日

案件名: バングラデシュ国地方行政強化事業準備調査

標記に係る質問の回答は以下のとおりです。

当該頁の項目	質問	回答
3 ページ「業務管理グループ」	第5の「3 業務従事予定者の経験、能力等」の「(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等」において、「〔業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)も同様の項目〕」との記載がありますが、業務主任者の専門業務と副業務主任者の専門業務を同一のものとしなければならないのか(例えば、ともに「地方行政強化」とすべきか)、異なるものとしても差し支えないのか(例えば、業務主任者を「総括/地方行政強化」、副業務主任者を「副総括/コミュニティ開発」とすることは可能か)につき、ご教示願います。	業務主任者の専門業務と副業務主任者の専門業務が異なる提案も可とします。ただし、「業務実施契約における業務主任者(総括)と副業務主任者(副総括)による業務管理グループ制度の改定および若手育成加点について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwpxr-att/revision_201310.pdf)で説明のとおり副業務主任者としての「類似業務の経験」等は業務指示書で業務主任者(総括)の類似業務等として記載しているものを基に評価を行います。このため、副業務主任者が他の業務を兼務し、かつ同業務も評価対象である場合は、副業務主任者は、プロポーザル様式 5(その3)において、それぞれの業務に3件ずつの合計6件まで添付することが認められます。
21 ページ「相手国の便宜供与」	本調査を現地で実施するに際して、調査団の執務スペースにつき、バングラデシュ政府から何らかの提供があるのかにつきご教示願います。 先方政府の受け入れ体制について「JICA の責任において実施するものであるから、バングラデシュ政府から特別な便宜供与を受け入れられるものではない」とありますが、中央政府・地方政府からの広範な情報収集を考えると、バングラデシュ政府からの強力な支援が必要であると考えますが、いかがでしょうか？	バングラデシュ側からの執務室の提供はありませんので、必要であれば執務室借り上げの経費を計上ください。 バングラデシュ側関係者の調査への協力は不可欠であるため、指示書に記載のとおり、JICA からバングラデシュ政府に対して協力依頼を行います。これに基づき、質問票回答、関連プロジェクトの情報提供、社会経済調査への協力、面談への協力等は求めます。

指示書 P17、7「成果品」 の中の P19、(5)「その他調査報告書作成のあ たったの留意事項」	英文報告書を、先方政府に提出すること、将来の円借 款事業の目的、概要等を検討することなどから、パ国 政府特に実施機関と想定されている地方行政農村開 発協同組合省地方行政総局（LGD）との公式な関係が 必要と考えられます。この点について、調査に先立ち、 JICA と LGD の間で何らかの文書合意等を交わす予定 はありますでしょうか？	JICA と LGD との間で、本調査の実施に関し、 <u>2014 年 4 月</u> 付の文書にて 合意済みです。
---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------